

## 市第71号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例及び横浜市職員に 対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正

＜人事委員会勧告概要 勧告日：平成 28 年 10 月 12 日＞

- ① 本市職員給与と民間給与との較差 455 円 (0.12%) を解消するため、月例給のうち扶養手当及び住居手当を引上げ
- ② 期末・勤勉手当は、民間の支給割合との均衡を図るため、0.1 月の引上げを行い、6 月期及び 12 月期の勤勉手当に配分すること

### 1 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正 〔第 1 条〕

#### (1) 扶養手当の改定

扶養手当のうち、下表【現行】④の配偶者以外の扶養親族に係る月額を 6,000 円から 6,500 円 に引き上げます。

【現行】

	区 分	支給額 (月額)
①	配偶者	14,000 円
②	配偶者のいない職員の扶養親族のうち 1 人	11,500 円
③	扶養親族でない配偶者のいる職員の扶養親族のうち 1 人	6,500 円
④	配偶者以外の扶養親族 (②③を除く)	<u>6,000 円</u>
⑤	満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	5,000 円 加算/人

【改正案】

	区 分	支給額 (月額)
①	配偶者	14,000 円
②	配偶者のいない職員の扶養親族のうち 1 人	11,500 円
③	配偶者以外の扶養親族 (②を除く)	<u>6,500 円</u>
④	満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	5,000 円 加算/人

#### (2) 住居手当の改定

借家・借間に係る住居手当を 18,000 円から 1,600 円引き上げ、19,600 円 とします。(40 歳未満)

### 2 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正 〔第 2 条〕

期末・勤勉手当の年間の支給割合について、民間との均衡を図るための引上げ (0.1 月) を行うために、6 月期及び 12 月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.05 月引き上げます。

なお、平成 28 年 6 月期は既に支給済みのため、12 月期の勤勉手当を 0.1 月引き上げます。

〔附則第 3 項及び第 4 項〕

＜平成 29 年度以降の期末・勤勉手当支給割合の内訳＞

		6 月		12 月		年間 支給月数
		期末	勤勉	期末	勤勉	
再任用 職員以外	一般職員	1.25	0.80→0.85	1.40	0.80→0.85	4.25→4.35
	管理職員	1.05	1.00→1.05	1.20	1.00→1.05	(+0.1 月)
再任用 職員	一般職員	0.65	0.40→0.425	0.80	0.40→0.425	2.25→2.30
	管理職員	0.55	0.50→0.525	0.70	0.50→0.525	(+0.05 月)
特別職・議員		2.05 → 2.10 (期末)		2.20 → 2.25 (期末)		4.25→4.35 (+0.1 月)

### 3 施行期日 〔附則第 1 項及び第 2 項〕

公布の日 (扶養手当及び住居手当については、平成 28 年 4 月 1 日適用)